徳島市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規 定により、その結果を公表します。

令和3年3月31日

徳島市監査委員 稲 井 博

藤原晃 同

岡南 同 均

同 岸本和代

令和2年度 行 政 監 査 結 果 報 告 書

「プロポーザル方式による契約について」

徳島市監査委員

目 次

第1	ŕ	「 政監査の趣旨
第2	臣	監査のテーマ及び選定理由1
	1	監査のテーマ
	2	選定理由
第3	盟	監査の実施概要1
	1	監査の期間
	2	監査の対象
	3	監査の主な着眼点
	4	監査の方法
	5	監査の対象とした契約
第4	Ħ	監査の結果4
	1	プロポーザル方式による契約について
	2	調査票の集計結果
第5	臣	監査の結果に対する指摘事項12
第6	臣	監査意見(むすび)

凡例

文中及び各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した。このため合計と内 訳の計が一致しないことがある。

行政監査結果報告書

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が法令の定めるところに従い適正に行われているか、また、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかなどについて監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

2 選定理由

地方自治体の契約は価格競争による入札が原則となっているが、本市においても近年、 高度に専門的な技術や経験、創造性等を要する業務について、価格のみの競争によらず複数の事業者から企画または技術提案を求め、その内容を審査し最も優れたものを契約候補者とするプロポーザル方式による事業者選定が多く見られるようになった。

当該契約は、随意契約の一手法であるが、その実施にあたっては事業者の選定プロセスにおいて、公平な評価及び選定が行われるとともに、透明性も確保されなければならないが、全庁的な統一指針がないため、各所属の裁量において実施されているところである。

そこで、本市のプロポーザル方式による事業者選定事務等の実施状況を調査し、それらが適切かつ効果的・効率的に行われているかを検証することにより、今後に行われるプロポーザル方式による契約事務の一層の適切かつ円滑な運用に資することを目的として監査を実施することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の期間

令和2年9月30日から令和3年3月26日まで

2 監査の対象

- (1) 監査対象部局 全部局(公営企業を除く。)
- (2) 監査対象範囲 令和元年度・令和2年度(※)において実施したプロポーザル方式を採用した契約に係る事務

(※令和2年度は9月末時点まで)

3 監査の主な着眼点

- (1) プロポーザル方式による契約とした根拠及びその理由は適切か。
- (2) 選定委員会の設置及び要綱制定は適切か。
- (3) 選定の対象とする事業者の募集及び周知は適切に行われているか。

- (4) 事業者の選定手続は、適正に行われているか。
- (5) 契約事務手続は、適正に行われているか。
- (6) 契約において、事業者提案の活用がされているか。

4 監査の方法

各所属に対し、着眼点に基づいて作成した行政監査調書(調査票)及び関係書類等の提出を求め、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取した。

5 監査の対象とした契約

令和元年度・令和2年度(9月末時点)において実施したプロポーザル方式による契約は次のとおりであった。

	契約年度		年度	Last I folio	3III 666
No.	契約名称	R1	R2	部局等	課等
1	広報とくしま印刷・原稿作成業務委 託	0		企画政策局	広報広聴課
2	徳島市マイナポイントによる消費活 性化策に係る業務		0	総務部	情報推進課
3	徳島市財務書類作成支援委託業務	0		財政部	財政課
4	徳島市納税コールセンター業務	0		別以司	納税課
5	徳島市新ホール整備事業	*			文化振興課
6	徳島市一般廃棄物中間処理施設整備 実施計画(基本設計)等策定支援業 務委託	0		市民環境部	
7	徳島市一般廃棄物中間処理施設整備 事業に係る環境影響評価(方法書手 続以降)支援業務委託	0			環境施設整備室
8	第3期徳島市地域福祉計画策定支援 業務		0		保健福祉政策課
9	徳島市国民健康保険重複・多剤服薬 情報通知業務	0			保険年金課
10	第8期徳島市高齢者福祉計画及び介 護保険事業計画の策定に係る高齢者 実態調査等の調査・分析業務委託	0		保健福祉部	介護保険課
11	第8期徳島市高齢者福祉計画及び介 護保険事業計画の策定支援業務委託		0		
12	徳島市被保護者健康管理支援事業に 資する業務		0		生活福祉第一課

N	契約名称		年度	→77 == /-/-	細华	
No.	美 彩名桥	R1	R2	部局等	課等	
13	徳島市福祉医療助成事業支援業務委 託	0		保健福祉部	子育て支援課	
14	徳島市新産業振興施設(仮称)整備 業務委託	0				
15 • 16	IT導入支援業務委託	0	0			
17 • 18	徳島市中小企業販路拡大等相談・支 援業務委託	0	0		経済政策課	
19	「徳島の藍・木工」PR動画制作及 びプロモーション業務委託	0				
20	徳島市プレミアム付商品券販売等業 務委託	0		経済部		
21 • 22	徳島市観光WEBサイト企画運営業 務	0	0			
23	台湾向け徳島市インバウンド誘客事 業運営支援業務	0				
24	香港向け徳島市インバウンド誘客事 業運営支援業務	0			観光課	
25	阿波おどりミュージアム VR コンテンツ制作及び体験環境整備業務	0				
26 • 27	徳島市広域観光案内ステーション管 理運営業務	0	0			
28	徳島市地域公共交通網形成計画策定 調査業務委託	0		都市整備部	地域交通課	
29	徳島市 GIGA スクール整備事業		0			
30	徳島市 GIGA スクール学習環境整備 事業(1人1台タブレット端末)		0	教育委員会	教育研究所	

^{※「}徳島市新ホール整備事業」は、令和元年度に優先交渉権者の選定は行ったものの、 契約締結には至らなかった。

第4 監査の結果

1 プロポーザル方式による契約について

地方公共団体における契約については、法第 234 条第 1 項において「売買、貸借、請負 その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結 するものとする。」と規定されている。更に同条第 2 項の「指名競争入札、随意契約又は せり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」に基づき、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項各号に、一般競争入 札を原則としつつも随意契約によることができる場合について規定されている。

プロポーザル方式による契約は、複数の事業者から企画提案や技術提案を求め、これらの提案内容を審査した上で、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者と契約を締結する方式であるが、上記法令にはこれに関する詳細な規定等がないため、随意契約の一種と解される。

2 調査票の集計結果

プロポーザル方式による契約について、各所属の調査票に対する回答の集計結果は次のとおりであった。

(1) プロポーザル方式による契約の実施状況 ア プロポーザル方式を採用した主な理由

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求さ れるため	24	80.0
事業者から自由な提案を求めたほうが優れた成果が期 待できるため	6	20. 0
合 計	30	100.0

採用した主な理由は、「高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため」が24件(80.0%)、「事業者から自由な提案を求めたほうが優れた成果が期待できるため」が6件(20.0%)であった。

イ プロポーザル方式採用の意思決定方法

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
各所属の決裁書による	28	93. 3
特になし	2	6. 7
合 計	30	100.0

意思決定方法は、「各所属の決裁書によるもの」が28件(93.3%)であったが、うち2件については決裁書にプロポーザル方式を採用した理由を記載していなかった。

また、「特になし」の2件(6.7%)については決裁書がなく、部内等の協議で決定したとのことである。

ウ業務内容

(単位:件、%)

	区分	件数	構成比
	計画策定業務	5	16. 7
光水光子	設計業務(設計・施工一括発注を含む)	4	13. 3
業務委託	映像・印刷物制作	2	6. 7
	その他	18	60.0
財産の買入		1	3. 3
	合 計	30	100.0

業務委託 2 9件のうち「計画策定業務」が 5件(16.7%)、「設計業務(設計・施工一括発注を含む)」が 4件 (13.3%)、「映像・印刷物制作」が 2件(6.7%)であった。

なお、「その他」の18件(60.0%)は、窓口業務やセミナー開催等であった。

(2) 事業者の募集及び周知について

ア 募集方法

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
公募型	30	100.0
指名型	0	
合 計	30	100.0

募集方法は、30件全でが「公募型」であった。

イ 周知方法

(単位:件)

区 分	件数
市のホームページへの掲載	30
公告	11
広報誌への掲載	7
その他	1

※複数回答有り

事業者募集の周知は、30件全でが「市のホームページへの掲載」により行っていた。また、「公告」をしていたものが11件、「広報誌への掲載」をしていたものが7件であった。

ウ募集期間

(単位:件、%)

区分	件数	構成比
~10月	2	6. 7
11日~20日	13	43. 3
21日~30日	9	30.0
3 1 日~	6	20.0
合 計	30	100.0

※募集開始日〈公開日〉から終了日までの日数で、土日祝日等を含む。 募集期間は、「11日~20日」が13件(43.3%)で最も多かった。

工 応募者数

(単位:件、%)

区分	件数	構成比
1者	10	33. 3
2者	7	23. 3
3者	4	13. 3
4者	2	6. 7
5者以上	7	23. 3
合 計	30	100.0

応募者数は、「1者」が10件(33.3%)、「2者」が7件(23.3%)で、その合計は17件(56.6%)と半数を超えていた。

オ 提案限度額の提示

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
提示している	30	100.0
提示していない	0	_
合 計	30	100.0

提案限度額は、30件全てで提示されていた。

カ 説明会の開催

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
開催している	2	6. 7
開催していない	28	93. 3
合 計	30	100.0

事業者の募集に関し、説明会を「開催している」ものは 2 件 (6.7%)、「開催していない」ものが 2 8 件 (93.3%) であった。

なお、応募に係る質問の受付は対象事業30件全てで行われ、その回答は市のホームページで公表されていた。

(3) 選定委員会について

ア 選定委員会の設置及び要綱制定

(単位:件、%)

区	分	件数	構成比
乳果 レブレス	要綱有り	29	96. 7
設置している	要綱無し	0	_
設置していない		1	3.3
合	計	30	100.0

選定委員会を設置している 2 9 件(96.7%)については、全て要綱が制定されていた。 設置していない 1 件(3.3%)については、所属内の職員により事業者が選定されていた。

イ 選定委員の人数

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
3人	2	6. 9
4人	3	10. 3
5人	16	55. 2
6人	5	17. 2
7人	3	10. 3
合 計	29	100.0

選定委員会を設置している 2 9 件のうち、選定委員の人数は「5人」が 1 6 件 (55.2%) で最も多かった。

ウ 選定委員の構成

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
本市職員のみ	10	34. 5
本市職員及び外部委員	18	62. 1
外部委員のみ	1	3. 4
合 計	29	100.0

選定委員会を設置している 2 9件のうち選定委員の構成は「本市職員のみ」が 1 0件 (34.5%)、「本市職員及び外部委員」が 1 8件 (62.1%)、「外部委員のみ」が 1 件 (3.4%) であった。

エ 外部委員の構成

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
学識経験者	6	31.6
実務経験者	5	26. 3
学識経験者及び実務経験者	5	26. 3
学識経験者、実務経験者及び市民代表	1	5. 3
学識経験者、実務経験者及び関係団体	1	5. 3
関係団体	1	5. 3
合 計	19	100.0

外部委員の構成は、学識経験者を含んでいるものが13件、実務経験者を含んでいるものが12件であった。

オ 選定委員名の公表

(単位:件、%)

区分	件数	構成比
事前に公表	3	10.3
事後に公表	0	_
非公表	26	89. 7
合 計	29	100.0

選定委員会を設置している 2 9 件のうち選定委員名を「事前に公表」しているものが 3 件 (10.3%) で、「非公表」が 2 6 件 (89.7%) であった。

カ 選定委員会の開催回数

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
1回	21	72. 4
2回	7	24. 1
3回	1	3. 4
合 計	29	100.0

選定委員会を設置している 2 9 件のうち開催回数 $\lceil 1 \, \Box \rfloor$ が 2 1 件 (72.4%)、 $\lceil 2 \, \Box \rfloor$ が 7 件 (24.1%)、 $\lceil 3 \, \Box \rfloor$ は 1 件 (3.4%) であった。

開催回数1回の審議事項は、21件全て提案審査(採点)であった。

開催回数2回の7件のうち5件については基準策定と提案審査(採点)で、あとの2件は提案審査(採点)を2回実施(1次審査及び2次審査)していた。

開催回数3回の1件については、基準策定と提案審査(採点)に加え、参加資格審査等を実施したものである。

(4) 事業者の選定及び公表について

ア 提案価格の評価

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
評価している	23	76. 7
評価していない	7	23. 3
合 計	30	100.0

提案価格を「評価している」ものが23件 (76.7%)、「評価していない」ものが7件 (23.3%) であった。

イ 最低基準点の設定

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
設定している	22	73. 3
設定していない	8	26. 7
合 計	30	100.0

最低基準点を「設定している」ものが22件 (73.3%)、「設定していない」ものが8件 (26.7%) であった。

ウ 審査基準の公表

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
事業者選定前に公表	23	76. 7
事業者選定後に公表	0	_
非公表	7	23. 3
合 計	30	100.0

審査基準を「事業者選定前に公表」していたのが23件 (76.7%)、残りの7件 (23.3%) が「非公表」であった。

エ プレゼンテーションの実施

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
実施している	17	56. 7
実施していない	13	43.3
合 計	30	100.0

プレゼンテーションを「実施している」ものが17件 (56.7%)、「実施していない」ものが13件 (43.3%) であった。

オ 審査時における提案者名の取扱い

(単位:件、%)

区分	件数	構成比
伏せて審査	24	80.0
明らかにして審査	6	20.0
合 計	30	100.0

提案者名を「伏せて審査」しているものが24件(80.0%)、「明らかにして審査」しているものが6件(20.0%)であった。

カ 選定結果の通知

(単位:件、%)

区分		件数	構成比
担安老人号に立まで通知	評価点を付す	30	100.0
提案者全員に文書で通知	評価点を付さない	0	
原件 大連校本)ァのファナキベスケロ	評価点を付す	0	
優先交渉権者にのみ文書で通知	評価点を付さない	0	_
合 計		30	100.0

選定結果は、30件全てで提案者全員に評価点を付して文書で通知していた。

なお、<優先交渉権者>や<契約候補者>ではなく、<契約の相手方>として決定したと見受けられる通知が10件あった。

キ 選定結果の公表

(単位:件、%)

区分		件数	構成比
公表している(市ホームページ)	評価点を付す	29	96. 7
	評価点を付さない	0	_
非公表		1	3. 3
合 計		30	100.0

選定結果の公表については、公表 (市ホームページ) していたものが 2 9件 (96.7%) で非公表が 1件 (3.3%) であった。

なお、非公表の1件については、次年度の契約では公表されていた。

(5) 契約事務手続について

ア 見積書の徴収

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
徴収している	27	93. 1
徴収していない	2	6. 9
合 計	29	100.0

契約締結した 29 件の 5527 件 (93.1%) が契約時に見積書を徴収しており、徴収していないのは 2 件 (6.9%) であった。

イ 契約締結に関する決裁書への随意契約の理由及び根拠条項の記載

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
記載している	29	100.0
記載していない	0	_
合 計	29	100.0

契約締結した29件全てが、決裁書に随意契約の理由及び根拠条項を記載していた。

ウ 事業者提案の活用

(単位:件、%)

区 分	件数	構成比
活用している (仕様書等への反映)	10	34. 5
活用していない	19	65. 5
合 計	29	100.0

契約締結した 2 9 件のうち 1 0 件 (34.5%) が事業者提案を活用 (仕様書等への反映) しており、1 9 件 (65.5%) が活用していなかった。

第5 監査の結果に対する指摘事項

1 プロポーザル方式採用の理由及び意思決定方法について

今回の対象事業30件の状況調査によると、プロポーザル方式採用の意思決定に関し、各所属の決裁書によるものは28件であったが、そのうち2件についてはプロポーザル方式を採用した理由が記載されていなかった。また、決裁書によって決定されていなかったものが2件あった。

プロポーザル方式による契約は随意契約の一手法と解されるが、地方自治体の契約は、一般競争入札による契約を原則としており、指名競争入札及び随意契約は例外とされているため、その採用にあたっては慎重に検討すべきであり、選定・契約手続きの透明性、公正性等を確保するためにも、採用する理由を明確にし、決裁書により意思決定をすることが適切である。

2 選定委員会の設置及び選定委員の構成について

対象事業30件のうち1件で、選定委員会の設置及び要綱制定をしておらず、所属内の職員のみで事業者選定を実施していた。また、選定委員会を設置している29件においても、うち10件では選定委員が本市職員のみで構成されていた。

プロポーザル方式による契約は、これを採用した理由として、対象事業が高度に専門的な技術や経験、創造性等を要する業務である場合が多い。そのため、専門的な知識を持った学識経験者や実務経験者などの外部委員を積極的に採用した選定委員会を設置し、企画提案審査における公正性や透明性を確保することが必要である。また、市民サービスに直結する事業であれば市民代表などを選定委員として採用することも検討されたい。

3 選定委員名の公表について

選定委員会を設置している対象事業29件のうち選定委員名を事前に公表しているものが3件、非公表は26件であった。事業者選定の透明性の確保を図るため、特段の理由のない限り選定委員名は公表するべきである。

なお、提案者から委員への事前接触を避けるため事後公表とすることが望ましい。

4 最低基準点の設定について

対象事業30件のうち最低基準点の設定をしていないものが8件あった。

最低基準点の設定がなければ、応募者数が1者の場合、選定された事業者(以下「選定事業者」という。)の妥当性が明確となりにくい。また、複数の応募があった場合にも、選定事業者及び業務内容の質を確保できているのか不明確になる恐れがある。そのため、あらかじめ最低基準点を設定しておくべきである。

5 審査基準の公表について

対象事業30件のうち審査基準を非公表としているものが7件あった。

事業者が的確な企画提案書を作成するため、また事業者選定の公正性及び透明性を確保するために審査基準は事前公開するべきである。

6 審査時における提案者名の取扱いについて

審査時において、提案者名を明らかにしているのは30件のうち6件あったが、選定委員 に予断を抱かせず、公正な審査を行うためには、特段の理由のないかぎり提案者名は伏せて 審査を行うべきである。

7 選定結果の通知について

選定結果は、30件全てで提案者全員に評価点を付して文書で通知されており、このうち 10件については、選定事業者に対する通知の内容が契約の相手方として決定したと見受けられた。プロポーザル方式による事業者選定は、優先交渉権者あるいは契約候補者を選定しているものであり、この段階では契約の相手方として決定した旨を通知することは不適切である。

なお、選定結果通知には、総合評価点に加えて評価項目ごとの点数や、選定されなかった事業者に対しては、その理由も付す等、透明性の確保に努められたい。

8 見積書の徴収について

契約締結をした29件のうち契約締結時に見積書を徴収していないものが2件あった。 プロポーザル方式による契約は、選定事業者と交渉して随意契約により契約を締結する のであるから、徳島市契約規則第23条の規定により見積書の徴収は必要である。

第6 監査意見(むすび)

今回の行政監査は、本市のプロポーザル方式による事業者選定や契約手続きの透明性及び公正性等を確保するため、第3-3に記載した項目を監査の主な着眼点として、各所属から提出された調査票に対する回答や聞き取り調査等により、本市におけるプロポーザル方式による契約の実態把握と検証を行ったものである。

その結果については、各所属で行われているプロポーザル方式による契約事務の実施状況を明らかとし、第5「監査の結果に対する指摘事項」において、いくつかの課題や問題点を挙げたところである。

本市においては、計画策定業務や映像・印刷物制作、その他の様々な業務委託などにおいてプロポーザル方式による契約が採用されているが、複雑化・多様化する行政需要に伴い、 今後ますますその採用は増加していくものと思われる。

そのため、今後は以下の点に留意され、プロポーザル方式による契約に係る事務について、 より一層の適正化に努められたい。

1 統一的な指針の策定について

今回調査を実施した結果、プロポーザル方式による契約に係る事務手続は、周知方法や公募スケジュール(募集期間やプレゼンテーションの実施時期、選定結果の通知・公表時期等)、選定委員の人数・構成など各所属によって様々であった。また、第5で指摘したようにいくつかの不適切な事務手続も見受けられた。これは、庁内において統一的な指針がないことにより、各所属が自らの具体的な事例の積み重ねで運用してきたことや、プロポーザル方式による契約に対する理解不足に起因しているものと推測される。

今後、プロポーザル方式による契約に係る事務手続の公正性、透明性を確保し、事業の目的をより効果的かつ効率的に達成するため、統一的な指針策定及び当該契約方法に関する知識向上を望むものである。

2 事業者の募集及び周知について

今回の調査対象における30件全てで公募型が採用されていたが、このうち応募者数は1者のみであったものが10件、2者であったものが7件で、その合計は17件と全体の過半数を占めていた。広く事業者を募集するために公募をしていると考えられることから、仕様書等の内容や周知方法及び募集期間についても見直し、1者提案となることは出来る限り避け、より多くの応募者が得られるよう努められたい。

3 事業者からの提案について

今回の調査において、契約を締結した29件の対象事業のうち、事業者からの提案を活用 しているのは10件のみであった。

「高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため」や「事業者から自由な 提案を求めたほうが優れた成果が期待できるため」という理由により、プロポーザル方式に よる契約を採用していることから、これらの提案は事業者を評価するにあたり重要な要素 であり、提案を活用しないのであればプロポーザル方式を採用した意義が薄れると考えら れる。 有効と判断された提案については業務仕様書に反映するなど、事業者提案の有効活用を 図られたい。